

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 1 3 号

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成 1 4 年上尾市条例第 3 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 1 項の許可を受けている者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旧条例第 6 条第 2 項各号に掲げる事項の変更がある場合にあっては、旧条例第 9 条第 1 項の許可（以下「変更許可」という。）を受けている者に限る。以下この項において「許可事業者」という。）における変更許可（旧条例第 6 条第 2 項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる事項の変更の申請に係るものを除く。）、旧条例第 1 0 条の規定による届出、旧条例第 1 1 条の規定による許可の取消し、旧条例第 1 2 条の規定による標識の掲示、旧条例第 1 3 条の規定による関係書類の閲覧、旧条例第 1 5 条第 1 項の規定による届出、旧条例第 1 6 条の規定による届出、旧条例第 1 7 条第 1 項の規定による命令（以下この項において「措置命令」という。）、旧条例第 1 9 条の規定による報告の徴収及び旧条例第 2 0 条第 1 項の規定による立入検査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、なお従前の例による。

(1) 許可事業者に係る許可（変更許可を受けた場合にあっては、当該変更許可。以下この項において同じ。）が土砂等のたい積を行う期間の定めがあるものであって、当該許可事業者が当該許可を受けた日から当該土

砂等のたい積を行う期間が満了する日までの間に措置命令を受けた場合
当該土砂等のたい積を行う期間が満了する日又は当該措置命令に係る
事由が消滅する日のいずれか遅い日

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 許可事業者に係る許可の土砂等のたい
積を行う期間が満了する日

3 施行日前にされた旧条例第17条第2項の規定による命令を受けた者に
係る旧条例第19条の規定による報告の徴収及び旧条例第20条第1項の
規定による立入検査については、当該命令に係る事由が消滅する日までの
間は、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第6条第1項の許可又は変更許可の申請があった場合
において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、
当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

5 施行日前にした行為並びに附則第2項及び第3項の規定によりなお従前
の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則
の適用については、なお従前の例による。